#### (様式第4号)

### 上田市自治基本条例検証委員会 会議概要

1 審議会名 第3回上田市自治基本条例検証委員会

2 日 時 平成27年9月24日 午前9時30分から12時25分まで

3 会 場 上田駅前ビルパレオ 2階会議室

4 出 席 者 南雲典子会長、宮本智夫副会長、大久保幸子委員、沓掛瑞穂委員、久保田夕佳委員、

駒崎隆委員、佐藤和雄委員、清水哲彦委員、竹中透委員、中沢利樹男委員、

橋詰真由美委員、松下重雄委員、三井正喜委員、山本幸恵委員

(欠席) 沓掛由利子委員

5 市側出席者 滝沢市民参加協働部長、鎌原市民参加・協働推進課長、中村係長

6 公開·非公開 公 開 · 一部公開 · 非公開

7 傍 聴 者 0人

8 会議概要作成年月日 平成 27 年 10 月 20 日

協 議 事 項 等

- 1 開会(鎌原市民参加・協働推進課長)
- 2 会長あいさつ
- 3 会議事項
  - (1) 前回の会議概要及び協議結果の確認

会議概要、資料1、資料2に沿い、事務局から「第2回会議概要」「自治基本条例の検証方法」「前回協議内容『前文』『第1章』」について説明。

以降、質疑・意見

- (委員)数年前に上田市で自治基本条例が制定されると聞いて素晴らしいことだと思った。自分の住まいが 丸子ということもあり、合併後の上田市民としての共通認識になると思った。前回の委員会で出された自 治基本条例ができたことによる弊害があれば教えていただきたい。
- (委員)弊害の話をされた方に話を聞いたが、具体的なものがあるわけではなかった。いろんな方と話しを して、この条例を活用できる方向を決める委員会になればいいという前向きな議論をした。
- (委員)自治基本条例は、例えると大きな大木の幹である。そこから枝葉がたくさんできる。そういったイメージを持って検証していければいいと思う。細かいところにとらわれるのではなく、大木の幹と思えばいい。

### (2)条例の検証

「第2章 市民の権利及び責務」

資料 2「上田市自治基本条例 検証・検討シートまとめ (第3回検討委員会資料)」に沿い、事務局から「第2章 市民の権利及び責務」について説明。

以降、質疑・意見

# 第6条「市民の権利」について

委員提出意見… 条文に「協働」を追加することについて

- (委員)権利を行使するかどうかは自由なので、市民の意志で参画するということでこのままでいい。
- (委員)以前にある人から、協働は市から市民に対して押しつけに聞こえるという話しがあった。協働という言葉の使い方が難しいから、今のままでいいと思う。

その他

(委員)条文の項目に「権利」とあっても条文には「権利」という言葉は入っていない。

(事務局)条文にはないが、権利を行使する、行使しないということを含めての権利だと理解している。 改正意見なし。

# 第7条「市民の責務」について

- (委員)1項が6条1項、2項は6条の2項、4項は6条の3項にそれぞれ対応しているが、あえて7条では 3項を上に持ってきた意図があるのか。
- (事務局)7条全体の構成として適当な並びとされているもの。明確な理由があれば報告させていただく。 改正意見なし。

「第3章 市議会の役割及び責務」

資料2に沿い、事務局から「第3章 市議会の役割及び責務」について説明。 以降、質疑・意見

## 第8条「議会の役割及び責務」について

- (委員)逐条解説に「市議会基本条例が制定された」ことを入れた方がいいと思う。
- (委員)議会で出された意見等はどう伝えられているのか。一部は議会だよりに載っているとは思うが。
- (事務局)議会は市長が招集し、予算案や条例案などさまざまな議案を提案する。全体の日程の中では、本会議での一般質問や委員会審査などがあり、その内容は議事録という形で公表されている。議会だよりや、ホームページで確認することもできるし、本会議はテレビ中継されている。

逐条解説の改訂意見「市議会基本条例が制定された旨を入れる。」

# 第9条「市議会議員の責務」について

改正意見なし。

「第4章 市の役割及び責務」

資料2に沿い、事務局から「第4章 市の役割及び責務」について説明。 以降、質疑・意見

### 第 10 条「市長の役割及び責務」について

- (委員)議会については、自治基本条例があって議会基本条例もできたということで、取り組み事例として とても分かりやすい。この市長の項目でも、具体的な取組事例がどんどん出てくれば、この基本条例も生 かされてくると思う。
- (委員)市民、議会への説明責任について規定されていないがどうか。
- (事務局)市として様々な取組がある中で、この部分に個々の内容を規定するのではなく、情報共有や行政 運営などの章で、様々な規定を取り込んでいる。

改正意見なし。

### <u>第 11 条「市の役割及び責務」について</u>

- (委員)逐条解説第2項 の「地域内分権の推進」で、地域協議会を記載している。政策を実行に移す地域 内分権の形が考えられており、おそらく実行に移されるのが、この検討委員会が終わってからの話になる が、ここに組み込むことは可能なのか。
- (事務局)合併後、地域内分権を進めていく中で、まずは地域協議会を立ち上げ、審議、検討、ご意見をい

ただいているが、新たに実行部隊としての住民自治組織の設立も目指している。これに関しては第 20 条「地域内分権の推進」のところでご検討いただきたい。地域内分権の規定と整合を図りながら、逐条解説について必要であれば修正を加えていきたい。

- (委員)条例後に様々な取組がされており、その中で地域の防災への取り組みで、市民の安全を守る防災に関する文言というのは、市長の責務でいうと「市民福祉の増進を考えるため」になるのか。市の責務でい うと「多様化する行政の課題に対応するため適切な施策」というところになるのか。
- (事務局)ご質問のとおり、安全・安心といった文言を明確に盛り込んだ形にはなっていない。市長の責務には「市民福祉の増進」に含まれ、市の役割では「多様化する行政の課題に対応する適切な施策」に含まれるという理解でいる。
- (委員)安全という部分をどこかに入れるべきである。地域コミュニティの中に、小さな第一歩として入れるべきであると意見を出した。自然災害の多発化、高齢化社会で、自治会活動の中で住民の安全を確保することが非常に重要なことになってきたと思う。
- (委員)市長又は市の役割に、「安全・安心」を追加してもいいと思っていたが、高齢者社会をどうするかなどを追加していくと、この条文が非常に膨らんでしまう。よって、市の責務でいうと、「多様化する行政の課題に対応する適切な施策を講じる」の中に含まれると思う。ただ危機管理条項は、明確に一つの条文として作るべきと思う。
- (委員)市長及び市の役割と責務の中に、安心・安全が含まれていることが確認できれば、この文言は変える必要はないと思う。
- (委員)防災が非常に重要になってきているので、一項目追加した方がいい。
- (委員)危機管理は市、市長だけではなく、地域も関係してくるので別に規定したほうがいいと思う。
- (事務局)資料6は、鳥取市の自治基本条例に「危機管理条項を追加」した例である。危機管理条項を盛り 込むことが必要という御意見であれば、追加案を作成し、次回にご検討していただくこととしたい。 改正意見なし。「危機管理条項」を追加することについて今後検討を要する。

### 第 12 条「職員の責務」について

- (委員)「まちづくりに積極的に参加するよう努めます」という条文があるが、市職員が地域コミュニティ に積極的に関与せず、お願いしても忙しいという理由で断られるケースがある。市職員に積極的にまちづ くりに参加してもらいたい。
- (委員)職員の法令順守についても、盛り込むべきと思う。
- (委員)市長、議会も同じことなので、職員だけ法令順守を記載するのはおかしい。
- (事務局)条文の前段に、「職員は自らを律する」という部分があり、ここに包含されるとも考えられる。
- (委員)法令順守は地方公務員法などで定められているため、ここでの記載は必要ないと思う。 改正意見なし。

「第5章 地域コミュニティ」

資料2に沿い、事務局から「第5章 地域コミュニティ」について説明。 以降、質疑・意見

<u>第 13 条「地域コミュニティの役割」について</u>

委員提出意見... 「市民が安全かつ安心して」とすることについて

(委員)安心と安全を一括りにしているのが、根本的に認識が違っている。安心とは心安らぐこと、安全とは危険でないことである。安心は心、安全は事象という違いを明確にしないといけない。別に安全、安心の規定を設けるならここでは不要。

委員提出意見... 「中間支援組織を活用しながら」を加えることについて

- (委員)何かの間で調整をする組織が「中間支援組織」で、例えば個々の自治会、行政との連絡調整をする 自治会連合会も中間支援組織の一つである。法令の位置付けをはじめ、長野県でも「信州協働推進ビジョ ン」に基づき、中信、南信、北信、東信に必ず一つは中間支援組織を作るという動きを進めている。上田 市で策定した「上田市協働のまちづくり指針」にも中間支援組織のことが記載されている。しかし中間支 援組織という言葉は市民にはまだ浸透していないが、その存在自体が徐々にはっきり区別化されてきてい るので、逐条解説に一言入れると中間支援組織が浸透しやすい。
- (委員)一般市民としては、中間支援組織がどういうものか分からないのでコメントできない。
- (委員)中間支援組織が一般には十分に理解されていないが、そこに向けて動いているならば入れることを検討する余地はあると思うが、「中間支援組織<u>を</u>活用しながら」だと、それを利用しなければならないという捉え方をされかねないので、入れるとしたら「中間支援組織も活用しながら」とした方がいいと思う。
- (委員)条例、逐条解説ができたとき、中間支援組織という組織を想定していて、この中にも含まれている ということでよいか。中間支援組織が含まれているならば現状のままでいいと思う。
- (事務局)条例制定時は中間支援組織といった想定は恐らくされていないが、協働してまちづくりを行うという大きな規定の中には含まれるものと解釈している。

その他

- (委員)「認可地縁団体」とは、どういう団体なのか。
- (事務局)通常の自治会は法人格がないため不動産登記上の名義人にはなれないが、認可地縁団体になれば 法人格を有するので、不動産登記上の名義人になることができる。法人格を持つ自治会のこと。 改正意見なし。

### 第 14 条 地域コミュニティへの参加

委員提出意見… 自治会加入を促す条文(義務規定)を設けることについて

- (委員)自治会に加入していない人は結構いるのか。
- (委員)副自治会長をやっているが、当自治会ではアパート住人はほとんど加入していない。ごみの出し方 も徹底されず結果的に自治会の役員が後始末をしている。
- (委員)自治会は任意団体であり、加入は任意である。しかし、地域に住んでいる以上は、共同でやることが出てくるため、全戸に加入してもらうことが望ましい。上田市の自治会への加入率は全国的に見ると高い方である。
- (事務局)加入率は90%を超えている。この数値は自治会からの申告で算出したものである。転入などのターイミングで加入促進リーフレットを渡して加入を促している。
- (委員)ある大学の先生が「自治会は任意の団体なので、条例の中に自治会加入を義務付ける規定を盛り込むことはできない」と言われた。自治会加入を促すような文言があれば、自治会加入の説得力ある説明ができる。コミュニティの最たるものは自治会だと思うので、条例の中に自治会の位置付けをしていただきたい。
- (委員)自治会は自主活動でやっていった方がいい。青少年育成会委員、民生委員、健康推進委員、交通安全委員の選出など、自治会活動で一番困っているのは役員の選出である。役員の成り手がない。次に配布

物で、分別に時間がかかる。少子高齢化で自治会の非常な負担となっている。本来の自治会活動の時間がなく、仮に強制的に自治会費をもらっても何もできない。今は自主的に加入しているので現状で収まっているが、自治会加入を強制すると、自治会は何をやってくれるのかと聞かれ立ち往生してしまう。

- (委員)自治会加入は強制できない。強制加入の文言を入れてしまうと自分たちが自立して行っている活動が市からの強制になってしまう。条例検討委員会では、タウンミーティングなどで自治会の加入を強制しるという意見が必ず出たが、そういった意見をあったことを承知のうえで、この文章に落ち着いた。
- (委員)自治会加入者が減っていくと、役をやる人がいなくなってしまう。強制することはできないかもしれないが、加入者が減っていかないようにするための何かがあればいい。
- (委員)当自治会の場合だが、権利を主張して義務を果たさない人が多い。その多くが自治会に加入していない。人口が減り高齢者が増えていく中で、できるだけ自治会に加入してもらい、みんなで協力して住みよいまちを作って行きたいというのが私の願いである。

改正意見なし。

## 第 15 条 地域コミュニティへの支援

(委員)アパートの人はほとんど自治会に加入せず、雪かきもしない。自治会の強制加入ができないなら、家主に負担してもらうことを考えていかなければならないのではないか。市に除雪機購入の補助制度があるが、購入しても自治会未加入者のところも除雪しないといけないという話になるので、「自治会費は負担しない、ごみ、除雪は自治会任せ」という現状を変えないといけない。

改正意見なし。

### (3) 今後の会議日程、内容について

資料6に沿い、事務局から「今後の会議日程、内容」について説明

- ・次回、第4回10/20(火) 午前9時30分から午後2時30分頃まで(昼食を挟んで)
- ・会場については変更する予定。(市役所西庁舎 中央公民館2階第1会議室)
- ・会議内容については「第6章から最後、附則まで」検証予定。 次回で議論いただく各条文規定に対するご意見を「検証ご意見シート」に記入のうえ、10/2(金)までに 提出していただきたい。